

周南市上下水道局条件付一般競争入札(事後審査方式)実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、周南市上下水道局が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき、入札に参加しようとする者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、周南市上下水道局会計規程（平成 1 5 年規程第 2 1 号。以下「規程」という。）附則第 3 項の規定に基づき、一定の資格要件を定めた上で入札を行い、入札参加資格要件について開札後に審査を行う条件付一般競争入札（事後審査方式）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事等)

第 2 条 対象工事等は、上下水道局が発注する工事等で、次に掲げるものとする。ただし、工事等の内容から条件付一般競争入札（事後審査方式）が適当でないと判断されるものを除く。

- (1) 設計金額が 1 0 0 0 万円以上 1 億 5 0 0 0 万円未満の建設工事（以下「工事」という。）。
- (2) 設計金額が 1 0 0 0 万円以上の測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、条件付一般競争入札（事後審査方式）が適当であると判断されるもの。

(入札参加資格)

第 3 条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 周南市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。

- (2) 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
 - (3) 周南市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名回避等措置要領（平成25年4月1日制定）に基づき、公告の日から落札決定までに、指名回避措置を受けていないこと。
 - (4) 周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成15年4月21日制定）に基づき、公告の日から落札決定までに、指名停止措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成15年4月21日制定）により資格の再認定を受けていること。
 - (6) 工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
 - (7) 工事にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- 2 入札執行者は、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。
- (1) 名簿の格付等級区分
 - (2) 本店又は営業所の所在地に関すること。
 - (3) 同種又は類似工事（業務）の実績に関すること。
 - (4) 配置予定技術者の資格等に関すること。
 - (5) その他必要な事項
- 3 前項の適用については、設計金額が1億5000万円以上になると想定される工事の発注に係する業務に限り、周南市上下水道局契約等審査会に諮り決定するものとする。

（入札の公告）

第4条 入札執行者は、第2条に規定する対象工事等を条件付一般競争入

札に付す時は、入札参加資格確認申請書提出期限の前日から起算して10日前までに、次に掲げる事項について、周南市ホームページに掲載する方法及び情報公開窓口における閲覧の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合又は再度入札の公告をする場合においては、その期日の5日前までに公告することができるものとする。

(1) 入札に付す事項

- ・ 工事（業務）名
- ・ 工事（業務）場所
- ・ 工事（業務）の概要（工法、構造、延長、幅員、延べ床面積、業務内容等）
- ・ 工期（履行期間）
- ・ その他

(2) 入札参加資格

(3) 設計図書の閲覧又は配付の期間、場所及び方法

(4) 質問回答に関する事項

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) 入札参加申請に関する事項

(7) 入札方法等に関する事項

(8) 契約に関する事項

(9) 入札の無効に関する事項

(10) その他必要な事項

2 前項に規定する公告を行う日は、原則として毎週月曜日とする。ただし、その日が、本市の休日に当たる場合は、翌開庁日とする。

（設計図書の配付等）

第5条 設計図書の配付は、周南市ホームページからの電子データのダウンロードとする。ただし、ダウンロードした図面を閲覧する際にパスワードの入力が必要となる場合は、パスワード照会書（様式第1号）を入札監理担当課へファックス送信することによりパスワードの照会をするものとする。

2 入札監理担当課は、設計図書の配付期間内に前項ただし書の照会が適

正になされた場合、パスワード回答書（様式第 1 号の 2）をファックス送信することにより回答するものとする。

3 設計図書の閲覧は、公告日から周南市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

4 設計図書に関する質問は、工事（業務）内容質問書により、公告に定めた日までに工事（業務）担当課において受け付け、その回答は工事（業務）内容に対する質問回答表により周南市ホームページにおいて開札日の前日（ただし、その日が本市の休日に当たる場合、直前の開庁日とする。）まで閲覧に供するものとする。

（現場説明）

第 6 条 現場説明会は、行わないものとする。

（入札参加資格に関する書類の提出）

第 7 条 当該工事等の入札に参加する者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を公告に定める期限までに提出しなければならない。

2 入札参加資格確認資料は、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることとする。

(1) 建設業許可通知書の写し

(2) 総合評定値通知書の写し

(3) 同種・類似工事の施工実績調書（様式第 2 号又は様式第 2 号の 2）

(4) 配置予定技術者届（様式第 3 号）

(5) その他必要な書類

（入札参加者の登録）

第 8 条 入札執行者は、前条第 1 項の申請があった者に対し、入札書提出開始日の前日までに入札参加登録通知書を発行する。

（入札保証金）

第 9 条 入札保証金は、免除するものとする。

（予定価格の作成）

第 10 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとし、当該価格を記載した書面を封かんして、開札の際にこれを開札

場所に置かなければならない。

(入札の方法)

第 11 条 第 8 条の規定による入札参加登録通知のあった者で、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を周南市上下水道局電子入札実施要領（令和 4 年 4 月 1 日制定）第 10 条、第 11 条及び第 13 条に規定する方法により提出するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書（提出が必要な場合）
- (3) その他公告で定める書類

2 入札書等の提出後においても、再度入札、再々度入札の場合を除き、入札書提出締切日時前までは、入札辞退ができるものとする。

3 前項の申出をせずに契約を辞退した場合には、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。

(開札)

第 12 条 開札は、あらかじめ公告で指定した日時及び場所において行うものとし、電子入札システムによる開札は、立会人を指定しないものとする。

2 入札回数は、3 回までとする。

3 入札参加者が 1 者となったときにおいても、入札を執行するものとする。

(入札書の無効)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) その他第 11 条に規定する方法によらない入札
- (4) 1 通の封筒に 2 枚以上の入札書を入れた入札
- (5) 同一の入札参加者が 2 通以上提出した入札
- (6) 金額を訂正した入札

- (7) 入札書等に発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札
 - (8) 入札書等の工事（業務）名、工事（履行）場所のいずれかが入札公告と一致しない又は記載されていない入札
 - (9) 誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が明確でない入札
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札
 - (11) 第 14 条第 3 項により最低金額又は最高金額が通知されている場合、その最低金額以上の金額の入札又は最高金額以下の金額の入札
 - (12) 前各号に掲げるもののほか入札に関する条件に違反した入札
- 2 工事費内訳書の提出が必要な場合にあっては、当該工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。
- (1) 工事費内訳書の未提出又は未記入等の不備
 - (2) 鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
 - (3) 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が同一でないもの
 - (4) 工事費内訳書において積上げた金額を、値引等により調整して算出したもの
 - (5) 明細表が添付されていないもの
- （落札候補者の決定）

第 14 条 入札執行者は、最低価格をもって有効な入札を行った者（総合評価方式にあっては、評価値の最も高い者で有効な入札を行った者。以下「最低価格入札者等」という。）を落札候補者と決定する。ただし、業務にあっては、最低価格入札者等の応札価格が入札書比較価格に 10 分の 2 を乗じた金額（千円未満切り捨て）未満の場合は、入札の執行を保留し、その者に対して、適切な業務の履行が可能（以下「履行可能」という。）であるかの確認を行うこととする。この場合において、履行可能であると認められない場合は、その者の入札を無効とし、履行可能であると認められる場合は落札候補者と決定する。この場合、適切な業務の履行についての誓約書の提出を求める。

- 2 入札執行者は、全ての入札価格が、次の各号のいずれかに該当したときは、二度を限度に再度又は再々度の入札を実施し、再度又は再々度の

入札における最低価格入札者等を落札候補者と決定する。

- (1) 予定価格を超えたとき
 - (2) 周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱（平成 20 年 1 月 1 日制定）第 5 条に規定する判断基準額未満のとき又は同要綱第 8 条に規定する調査により不落札となるとき
 - (3) 周南市上下水道局建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱（平成 25 年 1 月 1 日制定）第 4 条に規定する最低制限価格未満のとき
 - (4) 周南市上下水道局測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度事務取扱要綱（令和 5 年 2 月 8 日制定）第 4 条に規定する最低制限価格未満のとき
- 3 前項により再度又は再々度の入札を通知する場合、予定価格を超えた入札があったときはその最低金額、判断基準額又は最低制限価格未満の入札があったときはその最高金額を通知するものとする。
- 4 第 1 項又は第 2 項の場合において、落札候補者となりうる者が複数ある場合は、電子入札システムによるくじで落札候補者を決定するとともに、その順位の決定を行うものとする。

（落札者の決定）

第 15 条 入札執行者は、落札候補者を決定したときは、入札参加資格確認資料の審査（以下「事後審査」という。）を行う。

- 2 事後審査にあたり、特に必要があると認めるときは、落札候補者に対して事後審査資料の内容の確認や追加資料の提出の指示等の必要な措置を講ずることができる。
- 3 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定し、落札決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。ただし、電子入札については、当該通知を電子入札システムにより行うものとする。
- 4 入札執行者は、落札候補者が参加資格を有していないことを確認したとき、又はその者の入札を無効としたときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して入札参加資格非適合通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

5 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者（総合評価方式にあつては、次に評価値の高い者）又は前条第4項の規定に基づくくじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。

6 第4項の通知に不服のある落札候補者は、その理由について非適合理由説明請求書（様式第6号）により説明を求めることができるものとする。

7 入札執行者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該落札候補者に対し入札参加資格非適合理由説明書（様式第7号）により回答するものとする。

（低入札に係る調査）

第16条 入札執行者は、落札候補者の入札が上下水道局の定める低入札に該当するときは、事後審査の結果、入札参加資格を有することを確認した場合に限り、周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱（平成20年12月1日制定）に従って低入札に係る調査を行うものとする。ただし、同要綱第8条中「最低価格の応札者」とあるのは「周南市上下水道局条件付一般競争入札（事後審査方式）実施要領で定める事後審査により入札参加資格を有することを確認し、かつ最低価格の応札者（総合評価方式にあつては、評価値の最も高い者）」と読み替えるものとする。

（落札決定までに入札参加資格を失った場合）

第17条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなし、第15条第5項の規定を準用して落札候補者を決定する。

（入札談合及び入札妨害）

第18条 入札談合又は入札妨害の行為があると疑うに足る事実があるとき、又は当該行為に関する情報があるときは、入札参加者に通知せずして、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 公正取引委員会又は捜査機関に通報し、関係する書面を送付すること。

(2) 入札及び契約を延期又は取り止めること。

(3) 落札の決定及び契約を無効にすること。

(様式の準用)

第 19 条 業務にあつては、本要領で定める様式について、次のとおり読み替えるものとする。

(1) 「工事」とあるのは「業務」と読み替える。(ただし、第 2 号で定めるものを除く。)

(2) 「工事場所」とあるのは「履行場所」と読み替える。

(3) 「工期」とあるのは「履行期間」と読み替える。

(4) 「施工」とあるのは「履行」と読み替える。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 10 日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

(入札書等の提出方法に関する特例)

2 業務にあつては、この要領の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までに執行する入札の入札書等の提出は、第 8 条第 1 項に規定する郵送の方法によらず、入札公告に指定した到達期限までに入札監理担当課へ直接提出できるものとする。

附 則

この要領は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年１１月１日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和４年１０月１日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和８年９月１日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。